

抗議書

2011年9月1日

日本脱カルト協会
代表理事 西田公昭

株式会社講談社 御中
代表取締役社長野間省伸 殿

記

貴社にあって、「A3」森達也著（集英社インターナショナル刊、2010年11月）に平成23年の講談社ノンフィクション賞を授与するとの報に接し、ここに、次のとおり抗議する。

1 オウム真理教事件と当会の立場

いわゆるオウム真理教とその事件は、1995年発覚した戦後日本における最大かつ一連の刑事事件として、果ては化学兵器まで使った無差別大量殺人事件として、また教祖の麻原彰晃こと松本智津夫死刑囚と実行犯ら弟子の関係の異様さから大きな関心を集め、その裁判も様々な分析ともども、日本国中のみならず世界的な関心事となっている。過去の事件にとどまらず将来にわたって類似の事件を再来させてはならないという観点から、今後とも関心が持たれ続けるべき事柄である。

当会は、1995年6月、オウム真理教事件を契機に集まったカウンセラーなどの「オウム問題を考える会」を中心に、同年11月に設立されたものである。現在、心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者、カウンセラーそして「議論ある団体」の元メンバーや家族180名ほどで構成されているネットワークとなっている。また当会会員らには、オウム真理教事件や裁判の被害者、証人、鑑定人、カウンセラーあるいは信者家族の立場の者が多くおり、一連のオウム裁判にも様々な形で協力してきた。

当会は、破壊的カルトの実態を相応に知るものとして、その悲劇を再現させてはならない、少しでも被害を減らしたいとして、様々な活動をしてきた。その一環として、一般社会にあっては破壊的カルトの実態、指導者とメンバーの服従関係など心理的な状態を正しく広く知られることが、大変に重要だと考えている。わけてもオウム真理教事件の発覚から16年を経て、その実態を知らない若者が増えている今日、オウム真理教に関係する社会動向にも関心を持たざるをえない。

2 「弟子の暴走」論に帰着する「A3」

「A3」は、松本死刑囚にかかる刑事裁判を軸として様々な記述をしているところ、地下鉄サリン事件を中心として、ほぼ確信しているものとして「弟子の暴走論」を結論づけている（485ページ）。

すなわち「連載初期の頃、一審弁護団が唱えた「弟子の暴走」論について、僕は（直観的な）同意を表明した。二年半にわたる連載を終える今、僕のこの直観は、ほぼ確信に変わっている。ただし弟子たちの暴走を促したのは麻原だ。勝手に暴走したわけではない、そして麻原が弟子たちの暴走を促した背景には、弟子たちによって際限なく注入され続けた情報によって駆動した危機意識があった」というのである。

3 司法の認定や実行犯の供述と真反対の「弟子の暴走」論

「弟子が暴走」したとすることは、松本死刑囚は刑事法上も無罪であって、「首謀者ではない」という主張に帰結する。森氏自身も、「A3」の94ページで「弁護側は、起訴された13の事件すべての背景に『弟子の暴走』が働いているとして、被告の全面無罪を主張した。」と、無罪主張に帰結することを認めている。

しかし、松本死刑囚が被告となっていた一連の事件に関しては、最高裁判所判決を含めすべて松本死刑囚の指示があると認定し、また松本死刑囚を「首謀者」と認定している。「首謀者」の裏付けとなる「グルと弟子」との間の服従関係は、弟子らについて鑑定をしてきた精神科医・社会心理学者らによっても認定され、また判決文にも多く示されている。

松本死刑囚の東京地方裁判所の判決公判を傍聴しただけの森氏にあっては、直接には見聞しなかったことであろうが、これらは様々な記録から極めて容易に分かることである。なお、松本死刑囚の刑事弁護人らが被告人の有利になすべく様々な主張をなすは、職務上当然のことである。

しかるに、「A3」の「弟子の暴走」論は、オウム真理教事件にあつて松本死刑囚の指示とか「首謀者である」という結論をつまりは否定しているのである。なおさら十分な検証が必要となる。

4 講談社が「A3」にノンフィクション賞を授与することの意味

書籍は、単に一般に出版されるだけでならば、所詮一筆者の論述にすぎないとして格別の影響力を持たないことがある。

しかし、権威を備えておられる貴「講談社ノンフィクション賞」を受賞したとなると、後世に残り得るものとして、多くの人が関心を持つことになる。後世、相当の信頼性があるものと思われる蓋然性もある。

まして、事件発覚から16年を経過している今日、若者はオウム真理教の実態もオウム裁判の情報も得ていないことが多い。その状況で、かかる受賞までしている書籍だということとなれば、オウム集団の維持・拡大の助力となる蓋然性があるなど、影響は看過しがたいものがある。

貴社が、「A3」にノンフィクション賞を授与することは、このような重大な意味を持つ。

5 刑事事件・裁判と「ノンフィクション」について。

刑事事件や裁判に関する事柄の著作でも、優秀な「ノンフィクション」が成立することはもちろんある。確定判決についてさえも判決の信用性、説得力のなさや証拠との矛盾、またさまざまな証拠の別の見方、新たな証拠の呈示・説明をするなどして、賞に値することも十分であろう。

したがって、「A3」特にその中の弟子の暴走論についても、ノンフィクションとして十分な報告、分析をふまえてなされていて質が高ければ、多くの確定判決とは矛盾するが、1つの視点、考え方を示したものとして、授賞に値することも、論理上はあり得なくはない。

しかし、「A3」がこれに達していないこと明らかである。

6 教祖の指示など確定判決を検討・記述せず、考察していない「A3」

すなわち森氏は、確定している2004年2月27日の東京地裁判決文に示されている松本死刑囚の関与さえ記述せず、また考慮もしていない。そもそも森氏は、531ページにもものぼる「A3」の中で、27ページの1カ所のみにてこの判決文のごくごく一部を紹介したにとどまるのであって、実に驚くべきことである。

松本死刑囚の地下鉄サリン事件における指示は、3月18日未明のいわゆるリムジン謀議を別としても、具体的に認定されているのは、**別紙1のとおりである。**

その他の事件についても松本死刑囚の指示などあると具体的に認定されているのに、森氏はこれをほとんど書いておらず、「弟子の暴走論」の矛盾点を覆い隠している。具体的には、**別紙2のとおりである。**

これらを確認、分析そして記述しないままの「A3」が、どうしてノンフィクションと言えるのであろうか。森氏の意図的なものでないとするならば、取材の意欲と取材力、何より真摯な態度が圧倒的に不足していることを示している。

いわば先入見を記述しているに過ぎないこのような「A3」が、いったいどうしてノンフィクションとして推薦できるのだろうか。

7 実行犯と面談・手紙のやり取りを先入見で利用している「A3」

松本死刑囚のもとで極悪な事件を起こした被告人らは、死刑が確定せんとする状況下で森氏との面談に協力し、また文書を送るなどしてきた。その中では多く森氏の「弟子の暴走」論を遠慮がちに諫め、また当会会員らにも同様の指摘が届いている。しかし、森氏は、それらの一部を紹介しつつも自らの「判断」を率直に顧みることなく、「弟子の暴走論」に終始させている。

これら面談内容や供述や文章は、『最終解脱者』『教祖麻原彰晃』の桎梏を離れた獄中で死刑判決を受けた立場になっていた者らが、喉から血を吐くようにして述べているものであり、ノンフィクションであらんとするとき、あだや疎かにしてはならない情報である。疎かにするはたとえ重大な罪を犯した者らだとはいえ、人の命に対する冒瀆である。

もとより、それぞれの視点とアプローチ、さらには「先入見」が異なることは当然にあるが、ノンフィクションとする以上、真実に肉薄しようとなければならないはずである。ノンフィクションは「フィクション」ではないし、矛盾した多くの情報までも捨てて、自分の先入見を披露する場でもないのである。

そんな、「A3」が、どうして優秀なノンフィクション作品として、推薦できるのだろうか。

8 松本死刑囚の陳述についても記述、分析していない「A3」

森氏は、松本死刑囚の弁論更新時になされた罪状認否、すなわち1997年4月24日の意見陳述のほとんどを記述せず、また分析していない。陳述の最終部分のみの一部を示し（19－24ページ）、これを引き合いにして、松本死刑囚の精神状態が普通ではないと主張するのみなのである。

しかし、松本死刑囚は、当日、実に驚異的な記憶力にて起訴された順番に個別具体的に認否しているのである。後に裁判の早期の進行のために起訴が取り下げられた事件を含めて認否している概要は、**別紙3のとおりである**。

森氏は、これらをなんら記述していない。この松本死刑囚本人の陳述を考察しないなどあり得ない態度である。このような手法の上で「弟子の暴走」論に帰着させる「A3」の、いったいどこがノンフィクションなのであろうか。

以上のことから、当会は、貴社にあつて、「A3」に2011年のノンフィクション賞を授与することにつき、ここに強く抗議する。

以 上